

さいたま市契約公報

第21号

令和3年11月15日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約の落札者等の公示

- ・市民会館おおみや一般什器の購入…………… 1
- ・市民会館おおみや舞台大道具（備品）外1件の購入…………… 1

一般競争入札の告示（1件）

- さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター仮施設貸借…………… 1

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第92号

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年11月15日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①92-1 ②市民会館おおみや一般什器 一式 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和3年9月8日 ⑤株式会社雄飛堂 代表取締役 中田弘明 さいたま市大宮区東町1-54 ⑥47, 249, 400円 ⑦一般競争入札 ⑧令和3年7月15日さいたま市公告（調達）第74号

①92-2 ②市民会館おおみや舞台大道具（備品） 外1件 一式 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和3年10月6日 ⑤白川舞台機構株式会社 代表取締役 白川裕司 さいたま市桜区道場709-1 ⑥45, 980, 000円 ⑦随意契約 ⑧令和3年8月16日さいたま市公告（調達）第78号 ⑨地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1664号

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター仮施設貸借について、次のとおり一般競争入札

を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年11月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター仮施設貸借

(2) 借入場所

さいたま市北区盆栽町453の一部

(3) 業務概要

仕様書等のとおり

(4) 借入期間

令和4年7月1日から令和5年1月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がSで登載され、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。

(5) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。

(6) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (7) 本体構造において、品質、安全の確保が優先との観点から、自社の構造設計1級建築士の設計にて適合性の確認ができる体制を整えられる者であること。
- (8) 過去5年以内に、埼玉県内の官公庁案件で建物面積が500㎡以上の賃貸借契約を結んだ実績を有する者であること。

3 仕様書等の閲覧及び貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課
担当 施設整備係 尾崎 電話 048(829)1307

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和3年11月26日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

4 一般競争入札参加資格等確認書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料
- ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し
- エ 2(5)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し
- オ 2(6)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し
- カ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し
- キ 2(8)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

- ア 配布場所
3(1)に同じ
- イ 配布期間
3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- ア 受付場所
3(1)に同じ
- イ 受付期間
3(2)に同じ
- ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年12月1日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時に一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月8日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月8日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課
電話 048（829）1307 FAX 048（829）1981

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>